

第 1 回

新宿区次世代育成協議会

令和 7 年 7 月 1 4 日（月）

新宿区子ども家庭部子ども家庭課

午前 10 時 01 分開会

○事務局 お待たせいたしました。本日はご多忙のところご出席いただきまして誠にありがとうございます。お時間になりましたので、ただいまから令和 7 年度第 1 回新宿区次世代育成協議会を開催させていただきます。

私は、当協議会の事務局を担当しております子ども家庭部子ども家庭課長です。本日は新しい任期の最初の協議会ですので、しばらくの間、私が進行をさせていただきます。

まず最初に、この協議会の概要について触れさせていただきます。

前期からの続きの委員の方もいらっしゃいますが、今期初めてご就任いただく方もいらっしゃいますので、先に簡単なご説明をいたします。

この協議会は、新宿区民が安心して子どもを産み育てることができ、子どもが心身ともに健やかに育つ環境を整備するとともに、青少年の健全な成長を支える地域社会を実現するために必要な施策の総合的な推進を図るために、区長の附属機関として設置されているものです。

今日から始まります第 11 期におきましても、次世代育成施策に関する重要な事項についてご協議いただきますとともに、この施策の推進を図るために必要な事項について、区長や区内の関係行政機関に対して忌憚のないご意見を頂戴できればと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、委員委嘱をさせていただきます。

(委員委嘱)

続きまして、定足数を確認します。

(定足数確認)

続きまして、本日の資料の確認です。

まず、令和 7 年度第 1 回新宿区次世代育成協議会の次第、資料 1 「新宿次世代育成協議会条例」、資料 2 「新宿区子ども・子育て支援事業計画 子どもの貧困対策等に資する新宿区の事業 事業進捗状況一覧」、資料 3 「新宿区子ども未来基金の状況について」、資料 4-1 「令和 7 年度認可保育園・認定こども園等入園児童調べ」、資料 4-2 「保育定員の状況」、「第十一期新宿区次世代育成協議会委員名簿」、「令和 7 年度新宿区子育て支援施策ガイド（小・中学生のお子さんがいるご家庭へ）」、「2024 新宿はっぴー子育てガイド」です。

それでは、次に当協議会の会長であります吉住健一新宿区長からご挨拶を申し上げます。

区長よろしく申し上げます。

○吉住会長 おはようございます。

このたびは、大変お忙しい中、新宿区次世代育成協議会にご参加をいただきまして誠にありがとうございます。

また、今日は台風の影響が出ていると思いますが、ご参加をいただき本当に感謝を申し上げます。

この協議会は、先ほど事務局からも説明がありましたが、国を挙げて次世代育成をしなくてはいけないということで、20年以上前の中山弘子前区長の時代にほかの自治体に先駆けて立ち上げられました。今回、11期目を迎えることになりますが、皆様に子育てに関する事など、様々な分野についてご意見をいただくことになると思います。

私が新宿区長に着任した当時の保育園の待機児童数は、170人や150人ほどの数で推移をしていました。何とかそこから5、6年で待機児童はゼロになりましたが、コロナ禍以降は出生数が激減しました。逆に、子どもが増えていた時代のお子さんが今小学校に上がっていますので、いわゆる学童クラブをどのようにしていくのが今大きな課題となっております。

このところ毎年、民間の施設に学童クラブを設置していますが、オーナーさんやほかのテナントさんからなるべく子どもたちが走っているような状況を避けてもらいたいなどご要望もいただき、まちなかで子育てをすることの難しさを行政として実感するところです。

今後も新宿という特殊な環境の中で、どうすればここで生まれ育った子どもたちがすくすくと成長できるのか、それを見守ることができるのか、そういった観点も含めまして、皆様からご意見いただければありがたいと思っております。

今後ともどうかよろしく願いいたします。

○事務局 区長、ありがとうございました。

それでは次第の3番目、第十一期新宿区次世代育成協議会委員紹介に入らせていただきます。これからは次第に沿って会長である区長が進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

○吉住会長 それでは進行を移ります。次第に従いまして進めていきます。

次第の3、第十一期新宿区次世代育成協議会の委員紹介となります。

本日は初めての協議会となりますので、各委員の皆様、自己紹介をお願いいたします。お名前、所属、子どもとの関わりについてなど、席順に1分程度でよろしくお願いいたします。
(委員自己紹介)

○吉住会長 委員の皆様ありがとうございました。

次に、当協議会の事務局を担当しております子ども家庭部職員の紹介をお願いします。

(事務局職員紹介)

○吉住会長 それでは次第に沿って進めさせていただきます。

次第の4、副会長の選任となります。

新宿区次世代育成協議会条例第5条第2項において、協議会に副会長を置き、委員の互選によってこれを定めること、第3項において、副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理することを定めています。

これに基づき、副会長を互選により選任いたします。皆様いかがでしょうか。ご推薦なされたい方がいらっしゃいましたら、挙手をお願いいたします。

○委員 (挙手)

○吉住会長 それでは、委員、よろしくお願いいたします。

○委員 長年にわたって協議会の委員を務められ、第三期の子ども・子育て支援事業計画策定にご尽力いただいた学識経験者の太田委員を推薦したいと思います。

(拍手)

○吉住会長 ご推薦ありがとうございます。

それではただいま、太田委員のご推薦の弁がございました。太田委員、お引き受けいただけますでしょうか。

○太田委員 はい。

○吉住会長 ありがとうございます。

それでは、太田委員に副会長をお務めいただくことになりました。よろしくお願いいたします。

それでは、太田副会長から一言ご挨拶をいただきたいと思います。

○太田副会長 皆様、改めまして、今、委員からご推薦をいただきました太田と申します。新宿区子ども・子育て支援事業計画は、以前から子どもたちの声を反映させようということで調査がなされていましたが、この第三期の計画は、皆様の活発なご議論のもと、子どもWebアンケートが用いられ、子どもたちの声が反映されたものとなっているところに大きな特徴があります。

そして、その子どもWebアンケートの結果が新宿区のホームページに掲載されており、新宿区の環境のことを考えたい、外国の方たちと一緒に仲よく暮らしたい、などの意見や回

答が多く見られ、新宿区の特徴とそこで生まれ育った子どもたちならではの意見や回答というのを改めて感じています。また、日常生活の中で一緒に暮らしていく、一緒に学んでいくことがいかに大切であるかを感じました。そのような子どもの声が反映された計画を皆様と一緒に守ってまいりたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○吉住会長 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして次第の5、報告に移らせていただきます。

(1) 第十一期新宿区次世代育成協議会の概要についてです。

11期となり初めての協議会となりますので、協議会について事務局から説明します。

○事務局 子ども家庭課長です。それでは次世代育成協議会の概要につきまして、資料1を用いましてご説明します。

この協議会は条例により設置をされており、第1条ではその設置と目的について記載しています。

新宿区民が安心して子どもを産み育てることができ、子どもが心身ともに健やかに育つ環境を整備するとともに、青少年の健全な成長を支える地域社会を実現するために必要な施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、区長の附属機関として、この協議会が設置されているものです。

次に、第2条の所掌事務についてです。この協議会は、次世代育成支援施策に関する重要な事項についてご協議をいただくものとなっております。また、次世代育成施策の推進を図るために必要な事項について、区長及び区内の関係行政機関に対し、意見を述べるができることとなっておりますので、忌憚のないご意見を頂戴できればと思っております。

第3項について、新宿区子ども・子育て会議の所掌事務に該当するものを含まないものとしております。補足しますと、今年の3月に新宿区子ども・子育て支援事業計画（第三期）（令和7年度～11年度）という新宿区の子ども・子育て施策の計画を作成しました。大きく3章構成となっております。第1章では、基本的な考え方やほかの計画との関係を記載しています。また、第2章では、この計画の策定当初の区の現状やその現状を踏まえて区として課題をどう捉えていくか、さらにその課題に今後どのような取組を進めていくのか、あるいは主な事業などを記載しております。最後の第3章では、国から求められている就学前の児童の保育・教育と19種類の地域子ども・子育て支援事業に対して、各自治体が今後どのぐらいのニーズ量の見込みがあるか推計し、その推計に対して必要な定員数を各自治体がどう

確保していくのかを計画の中に記載することが法定の計画として求められております。

こうした3章構成で計画書ができていますが、区が別途設置している会議体に子ども・子育て会議というのがあり、法律の中でこの今申し上げた3章の部分についての意見を聞きながら、自治体が取組を進めることとされております。

その一方で、この協議会では主に第2章の部分についてご意見をいただきたいという内容になりますので、そうしたすみ分けがあることにつきましてご理解をいただければと思います。

次に、第3条の組織について、この協議会は、会長及び委員43名以内をもって組織するというので、その43名の内訳についてはこの記載のとおり内訳となっております。

次に、第4条は委員の任期についてです。委員の任期は2年と定められておりますので、今年度、それから来年度のご協力をお願いします。

次に、間を飛ばして第9条の部会の設置についてです。過去、この協議会におきましては、国等からの求めに応じて子ども・若者に対する支援策や貧困対策の取組などをテーマとして部会を設置して、皆様にご意見を伺いながら区としての考え方をまとめさせていただきました。また、先ほどご紹介させていただきました子ども・子育て支援事業計画の策定の際にも、事前調査から部会を設置し、計画策定までのご意見を頂戴したところです。

ただ、今期は、現時点で国の方から各自治体に対して求められていることがないこと、また、計画の策定については、今回の計画自体が令和7年度から令和11年度までを計画期間としておりますので、計画の策定またはその事前調査の段階でないため、現時点では部会を設置する予定はありません。

その一方で、今後、国から通知等があった場合、協議会の中で皆様にお諮りをさせていただいた上で、部会を設置することもあり得ますので、ご承知おきください。

協議会の概要についての説明は以上です。

○吉住会長 ただいまの説明につきまして、ご質問やご意見がございましたらお願いいたします。発言の際には、お名前もよろしくをお願いいたします。

協議会の概要については特によろしいでしょうか。

それでは、次に進めさせていただきます。

次に次第の5、（2）新宿区子ども・子育て支援事業計画（第二期）及び子どもの貧困対策における事業進捗状況（令和6年度実績）についてです。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 子ども家庭課長です。1つ目の新宿区子ども・子育て支援事業計画（第二期）（令和2年度～令和6年度）及び子どもの貧困対策における事業進捗状況（令和6年度実績）についてご報告をいたします。

まず初めに、新宿区子ども・子育て支援事業計画につきまして簡単にご説明させていただきます。

この計画は、教育や保育とそれ以外も含めて、全ての子育て家庭を支援することを目的に区が実施する地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保を図るため、子ども・子育て支援法という法律の第61条で5年を1期とした計画の策定が義務づけられたものです。また、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画としての性格を持っております。さらに、こども基本法に基づいた国が掲げますこども大綱に掲げるこども施策に関する基本的な方針を勘案して作成しております。

先ほど5年を1期としている話をしましたが、令和6年度はちょうどその区切りの年でしたので、前期の委員の皆様にもご議論いただきながら、この3月に令和7年度以降の計画となる新宿区子ども・子育て支援事業計画（第三期）（令和7年度～11年度）の策定をさせていただいたところです。今回ご報告する内容は、その前の第二期、前期計画の最終年度の実績報告となります。

ここで先に、今現在策定したばかりの第三期計画について簡単にご説明いたします。

「新宿区子ども・子育て支援事業計画（第三期）」をご覧ください。

第三期計画の8ページをご覧ください。

こちらでは、計画策定のために行った調査について掲載しています。令和5年の9月から10月にかけて1万人を超える方を対象として調査を実施し、4,000名弱の有効回答をベースに、子育て家庭の意識等の測定や事業の見込みのベースとさせていただきました。

見開きの9ページでは、そうした調査の検証や分析により、計画の案について、こちらの協議会で主に第2章の部分について検討を行いました。一方で、先ほど申し上げたこの会議とは別の設置となる子ども・子育て会議で、3章の部分について自治体が取組を進める確保方策等に関するご意見をいただくなど策定のための体制を構築し、この計画が出来上がったところです。また、計画策定に当たっては、会議のご意見のほかにパブリックコメントなどで区民の方からのご意見も頂戴しております。

10ページをご覧くださいますと、先ほど副会長からもご紹介をいただきましたが、今回新たな取組の一つとして、区内在住・在学・在勤の小学校5、6年生、それから中学生、15か

ら17歳の青少年までを対象に、インターネットサイトを利用した子どもWebアンケートを実施いたしました。

アンケートの結果は、211ページに掲載されています。合計で749名の子どもたちからのご意見をいただきまして、計画の中に反映させていただいたところです。

次に11ページをご覧ください。

この計画は、新宿のまちで生活し活動する様々な人々が、自らの子育て経験を生かして他の人の子育てを応援することで、子育てをきっかけとした出会いや交流が生まれ、コミュニティが育っていくことや、いろいろな子育て支援サービスの中で、自分の生活に合ったものを選び、よりワークライフバランスが図れることによって、誰もが子育てを楽しみながら生き生きと暮らせるまちのありようを、子育てコミュニティタウン新宿の言葉に込めましてこの計画の総合ビジョンに掲げるとともに、子育てしやすいまちの実現を基本目標として掲げているところです。

具体的には、次の12ページのとおり、新宿を子育てしやすいまちだと思ふ人の割合を増やすことを数値目標に掲げております。区としてはこの数値目標について、5年後の令和11年度における目標を65.0%としています。

なお、ページの下段ですが、第三期からは、計画を策定する上で土台としてきた、子ども自身が健やかに自分らしく成長していくことが子育て支援の原点となるという考え方に沿いまして、子どものウェルビーイングを測る指標として、子どもの自己肯定感の高さを基本指標として新たに設定し、5年ごとの区の調査で状況を確認することにしました。

資料2をご覧ください。

「新宿区子ども・子育て支援事業計画（第二期）（令和2年～令和6年度） 子どもの貧困の解消に向けた対策等に資する新宿の事業 事業進捗状況一覧」です。

表紙をご覧くださいますと、大きく2つのことが書かれています。1つは子ども・子育て支援事業計画です。新宿区における子ども支援施策を大きく規定している先ほど申し上げた計画です。現在は、令和2年度から令和6年度の計画が終了し、令和7年度第三期の計画が進行しておりますが、令和6年度までの進捗状況を一覧化しているものです。同時に、子どもの貧困対策等に資する事業があり、こちらの進捗状況も併せて一覧化している資料です。

裏面の目次をご覧ください。

先ほど計画の基本目標を子育てしやすいまちの実現としている旨のお話をさせていただきましたが、達成に向けまして、目標1から目標4の4点の目標を掲げて、それぞれ所管の事

業を分類した上で目標とひもづけているところです。

さらに、見開きの次のページをご覧くださいますと、表の記載についてとして各表の見方について掲載しております。

1つ目、番号欄に数字があるものは子ども・子育て支援事業計画の中の計画番号となっております。中にはここが横棒になっているようなところがあります。それは目標を設定していなかったり、選択する該当項目がないものを表しています。

3つ目をご覧ください。表中の斜線は、「新宿区子ども・子育て支援事業計画（第二期）（令和2年～令和6年度）」、「子どもの貧困の解消に向けた対策等に資する新宿の事業」のいずれか一方が対象外である事業との記載があります。子ども・子育て支援事業計画と貧困対策に資する事業の片方だけの要素を持っているような場合は、このように斜線を引いて表現をしています。

4つ目は、緑色の網かけは子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画に該当する事業で、法律の定めの中で、子ども・子育て支援事業計画に規定しなければいけない事業のことを指しております。

第二期の期間における各事業の中で、前期の計画の総括と言える事業は、22ページにある番号178の認可保育所等の整備と考えております。先ほど区長の冒頭の挨拶の中でもありましたが、子ども・子育て支援事業計画（第二期）に沿った整備を実現した結果、令和3年度以降、待機児童ゼロを継続することができました。

24ページをご覧ください。

番号194では待機児童問題が保育園、こども園から学童クラブに波及した状況も踏まえて、学童クラブの充実を挙げております。子ども・子育て支援事業計画（第三期）では、保育所は適切な保育定員の維持とした一方で、学童クラブは引き続き学童クラブの充実として、さらに待機児童対策の充実を目指しているところです。

なお、こちらの一覧には、全部で312事業が掲載されており、子ども・子育て支援事業計画では299事業、子どもの貧困に資する新宿区の事業では全部で175事業が掲載されております。事業によって両方に重複して掲載されておりますが、純粋な事業数でいうと312事業にわたり、令和6年度の実績が掲載されております。

事業の一つひとつの紹介はお時間の関係で割愛させていただきますが、最後に子ども家庭部の事業を一つだけご紹介いたします。1ページ目にお戻りください。

番号3の子どもの施策への参画促進です。

区では、小学生・中学生フォーラムとして、区長が毎年小学校と中学校の3、4校ほど訪問させていただき、区政や身の回りのことなどをテーマに児童や生徒の皆様が調べたことを発表し、これに基づいて子どもたちと区長が意見交換を行う、そういった体験をしていただいております。この体験を通じて、子どもたちが新宿のまちに関心と愛着を持ち、将来区政への参画意欲を持つ大人へと成長するきっかけとなることを目指す事業です。

今年度は、今月中学校1校で既に実施しまして、小学校につきましては10月に3校で開催する予定となっております。今年度ももちまして全ての小・中学校でこのフォーラムが実施されたこととなる予定です。

先ほどご紹介した子どもWebアンケートも含めまして、引き続き子どもたち自身の意見表明など、子ども自身が健やかに自分らしく成長していくことを大切に施策を推進していきたいと考えています。

なお、この他に気になる事業等がありましたら、この後の質疑応答の中でご質問いただければと考えております。資料2の説明は以上です。

○吉住会長 (2)の事業進捗状況についての説明が終わりました。

それでは、ただいまの説明につきましてご意見、ご質問ございましたら挙手をお願いいたします。

特にございませんでしょうか。それでは、進行させていただきます。

次第の5の(3)新宿子ども未来基金の状況について、事務局から説明いたします。

○事務局 子ども家庭課長です。資料3をご覧ください。

企業の方々や個人の方からのご寄附を頂いて運用させていただいている区の子ども未来基金という基金がありまして、その状況についてご説明いたします。

令和6年度におきましては、ご覧のとおり111件、650万円余のご寄附を頂いており、今年度5月31日時点で4件ほどのご寄附を頂戴しているところです。5月31日現在で、寄附残高は3億2,800万円余で、非常に多くのご寄附を賜っております。これを使いまして、資料の3番に書いてある子どもと子育てを支援する活動について助成を行っているところです。

助成は、区内の地域で子育て支援の事業をされているNPOや法人格を持っていなくても、そういった事業をされている団体の活動に向けて助成をしています。令和6年度につきましては、全部で17の活動に対して550万円余の助成を行いました。13番のように多文化交流を行う活動や、11番と12番、15番のようなスポーツ体験の活動、16番の音楽コンサートと薬物乱用防止をひもづけた活動、17番にある障害者支援団体の活動に対して助成を行いました。

見開きの②の表は、令和7年6月9日現在の令和7年度の助成決定の内容となっています。
12番と13番の双子のお子さんを持つご家庭の交流会が新たな助成になりました。

1ページ目にお戻りいただきまして、3番の(2)は、令和4年度から始めた取組です。
先ほど、地域の中で子育て支援の活動をする方々に対して助成しているというご説明をいたしました。活動したい気持ちがあるもその企画がうまくつけれない、始めてはみたものの資金繰りが難しい、人が集まってこない、もっと大きい活動にしたいが資金が足りない、周知はどうしたらいいか、そういったご相談に対してコンサルティングをするという事業を行っております。

昨年度は全部で11の申請がありまして、自分たちは一生懸命頑張っているが、なかなか集客に結びつかないので周知についてコンサルティングを受けたいといった内容や、スタッフの人材育成についてどう考えていけばいいのかなどの相談に対して、コンサルティングの機会を提供しています。令和7年度については、4月から募集を始めまして、5月末で6団体の助成を決定しています。

また、活動に係る助成について、令和5年度からは補助率の引上げや活動の大きさによって加算制度を設けることにしました。同じ子ども食堂でも、大人数が集まってくるところについて上限額だとお金が足りないといったお声もありましたので、年間の平均利用人数が30人以上の活動に対して10万円の補助額の加算や、月に2回以上の活動に対して活動の回数による補助額の加算の仕組みも設けました。今年度はまだ予算の上限額に達しておりませんので、今月から2次募集を開始しています。

(3)は、高校生が文化やスポーツの全国大会に出場する場合の助成を令和6年度から開始しております。こちらは令和6年度では2件の決定をいたしました。

また、裏面の(4)も令和6年度に開始した事業で、高校3年生の進路支援の助成です。令和6年度では8件の試験の受験料に対する助成をしました。今後もこうした助成を実施していることを周知し、条件に合致する方に幅広くご利用いただけるよう尽力をしたいと考えております。

新宿子ども未来基金についてのご説明は以上です。

○吉住会長 それではただいまの説明につきまして、ご質問やご意見ございましたら挙手をお願いいたします。

それでは、委員。

○委員 3の(3) 高校生の全国大会等出場者助成について、こちらは中学生への助成はない

のでしょうか。

○吉住会長 お願いします。

○事務局 子ども家庭課長です。

小・中学生につきましては、教育委員会が、全国大会に対する助成をしています。逆に、高校生に対してはなかったものですから、子ども未来基金を活用し始めました。

○委員 ありがとうございます。

○吉住会長 そのほかご発言、ご質問ございませんでしょうか。

それでは、ご質問がないようですので、次の報告に移らせていただきます。

次第の（４）保育定員の状況についてです。

事務局から説明をお願いします。

○事務局 保育課長から説明します。

認可保育・園認定こども園等入園児童数につきましては、資料の４－１、こちらよりご説明します。

資料の４－１のこの資料につきましては、令和７年４月１日現在の各保育園・こども園等の定員と在籍児童数、待機児童数を示したものとなっております。

まず資料の見方ですが、各施設ごとの歳児別に、上段が利用定員、網かけの下段が在籍児童数を示しております。右側には待機児童数になっております。１／４ページの最初ですが、ここに区立の保育園・こども園等の各施設の状況があり、その下段の２つ目の枠、そこから私立の保育園・こども園の各施設別の状況が記載してあります。

最後の４／４ページをお開きください。

４つ目の枠、そこに特定教育・保育施設及び地域型保育事業があります。その欄が総合計の欄となっております。ここの待機児童数、右側の欄を見ていただきますと、各歳児別、計になっておりまして、そこがゼロとなっております。待機児童数がゼロとなりましたので、先ほどご説明あったとおり令和３年度以降５年連続で４月の待機児童数はゼロを実現しているという状況となっております。

続きまして資料４－２をご覧ください。

まず、こちらに記載ありませんが、令和７年度は保育施設等を整備する予定はありません。

一方、この資料にありますとおり、最初のその他のところ、保育ルームは令和９年度末で事業を終了しますので、段階的に定員を減らしてまいります。そのため令和８年度は３歳児の枠の定員がなくなることとなり、マイナスの定員数になっております。

次の既存保育所の定員変更は、ルーチェ保育園西新宿の建て替えに伴う一時的な定員調整、それと保育ルームの事業廃止による連携施設の解除、これに伴う変更になります。それらにより、令和8年4月の定員は23名減となる見込みです。

次に、その下の棒グラフ、保育所定員の推移ですが、こちらの棒グラフのとおり、令和7年4月1日現在の定員数は8,275人です。今後、事業者との協議により定員数は上下する可能性があります、先ほど23名減となると申し上げましたとおり令和8年4月の定員は8,252名になります。

私からの説明は以上です。

○吉住会長 ありがとうございます。

それではただいまの説明につきまして、ご質問がございましたら挙手をお願いいたします。特によろしいでしょうか。

それでは、次第の6に移らせていただきまして、様々なご意見あるいは情報交換をさせていただきたいと思います。

何かご発言ございましたらよろしくをお願いいたします。

それでは委員をお願いいたします。

○委員 先ほど子ども・子育て支援事業計画の中で、子どもの肯定感の高さを大切に事業を行っているとありました。心理学を勉強して、3歳までの子どもに対する母親の対応がすごく大事と知り、保育園で待機児童ゼロはすごく素晴らしいことですが、もっと子どもが幼児期に母親と関われる時間が長くできるような対策を考えていただけたらいいなと思います。

私立幼稚園でも、今まで2時にお迎えとしていたことには意味があって、子どもとの時間を大切にするためにしていたのが、保育園等預けるところが増えることによって、長時間の教育に対応しなければならず幼稚園側も経営が大変だと嘆いていました。母親との時間がどれだけ大事かを皆さんにもっと知っていただきたいと思います。

○吉住会長 ありがとうございます。

母親に限らず父親も子育てに参加した方が良いと思います。一方で、生活困窮で1時間でも長く働かなくてはならない家庭があるのも事実で、非常にバランスは難しいところです。また、今までですと、保育に欠けた状態でなければ育児支援施設に預けることができなかったものが、心のリフレッシュのためにお子様を預けられるような仕組みも作る等サービスの中身が変わってきています。

そのほか、父親の育休の取得について目標値を定め、事業者や雇用者側に従業員に対する

育休取得を働きかけて増やしているところです。

育児がサービス産業になってしまって、保育園や育児施設の無償化が進み、使わなければ損という気持ちになってしまうと、親が子を育てるということができなくなっていくと思います。そこは行政として、これだけサービスを充実させたので皆さん満足してください、ではなく、困った方にはこういうことにも使えますよという、サポート型の観点で事業を進めることができればと思っています。

なお、私立幼稚園は大変苦勞されていて、児童が集まらず経営が立ち行かなくなり、幼稚園が休園、廃園になっていくところが出始めています。そのことに対して今、私は、非常に危機感を持っていて、幼児教育を受けさせたいという保護者のニーズをどのように酌み取っていくのかを考えていきたいと思っています。

小さいうちから子どもに教育をという親の意思が子どもの将来に向けて良いことであるのかと思う一方、保育園と比べると親と向き合っている時間が長くなり親も勉強になることは良いことという思いもあり、委員のご指摘は、大変深い意味があるなと思って受け止めさせていただきました。

そのほかご発言がございませんでしょうか。

委員、お願いいたします。

○委員 11ページの高層ビルや云々の学生街、国際的な云々のところに、住み、働き、学び、楽しみ、潤いあるこの新宿にというふうに書いてありますが、PTAのお母さんとか話を聞きますと、子育て支援をされるよりも住宅手当をぜひお願いしたいというのを小学校のお母さんたちは言っていました。これは将来的には新宿区は、住宅手当という計画はないでしょうか。

○吉住会長 これまでの住宅費の補助についての経緯等につきまして、都市計画の担当、お願いします。

○事務局 都市計画課長です。

直接所管をしている部署が住宅課になりますので、詳しく申し上げるのはできずに申し訳ないのですが住宅施策としましては、補助というのは直接は行っていないのですが、様々な事業を行っているところですので、詳細については、後で確認させていただければと思います。

○委員 住宅費の補助について、所得の上限があるのは聞いています。ご夫婦が働いて、それでも補助金があれば新宿に住みたいという方が多かったので、それに対する返答がほしいと

思いました。

○事務局 今後、今のご意見を参考にさせていただければと思います。ありがとうございます。

○委員 よろしくをお願いします。

○吉住会長 住宅に関する子育て支援としては、間接的な家賃補助ですが、区民住宅というのがありまして、子育て世帯を対象として、一般の家賃の7割程度でお貸ししています。

他に、子育てファミリー世帯向けには、民間賃貸住宅家賃助成として抽選で、5年間に限った補助金があります。

○委員 ありがとうございます。

○吉住会長 そのほかご質問、ご意見ございませんでしょうか。

それでは委員、お願いいたします。

○委員 資料2の29ページ、事業番号が、244、245、246の外国人国籍の子ども等の支援について、ご相談させていただければと思います。

今、小学校、中学校もしくは保育園でも多国籍のお子さんが通われていて、親御さんはずっと日本に住んでいる方、または新たに日本にいらっしゃった方がいます。現場では外国語しか話せない親御さんと日本語しか話せない教職員がコミュニケーションをとったりお子様の様子をお伝えするのが、とても負担ではないかなと保護者の一人として見ていて思いました。サポートがあることは重々承知なのですが、もう少し外国籍を持つ親御さんに対して支援やサポートを増やせるようなことがないかと思い、発言させていただきました。

○吉住会長 ありがとうございます。

それでは教育支援課長、お願いいたします。

○事務局 教育支援課長です。

まず、外国籍のお子様に対してのサポートは、大きく3つあり、コズミックセンターの4階にある教育センターで行っています。

1つ目は、日本語の初期指導です。それぞれの児童・生徒の母国語で日本語と日本の学校生活に適応するための指導をするもので、幼稚園児、小学校1、2年生は50時間、小学校3年生以上は70時間行っています。

2つ目は、日本語学習支援です。日本語の初期指導が終わった児童・生徒が対象になっており、日本語を使って学習の支援を通っている学校の放課後に行っています。

3つ目は、外国籍の中学生に対する進学支援です。

また、新宿区の中には、大久保小学校と新宿中学校に日本語学級があり、さらに日本語加

配教員が配置されている学校が小学校6校、中学校1校あります。

今申し上げたのが子どもたちに対する支援になります。保護者の方への支援は、保護者会や面談等で通訳が必要な場合には通訳を派遣することも、教育センターで行っています。

○吉住会長 そのほか保護者へのサポートなど何かしら所管されているところはありますか。
地域コミュニティ課長お願いします。

○事務局 地域コミュニティ課長です。

先ほどの資料の2の28ページの237番になりますが、多文化共生推進課で日本語学習への支援ということで、事業概要記載のとおり、区で生活している外国人の方々が日本語を用いてコミュニケーションを取りながら地域で安定的な生活を送れるように、子ども日本語教室のほかに、子ども以外の方々向けの日本語教室も実施し日本語学習の機会の充実に努めています。

○吉住会長 あと学校の方で何か外国籍の保護者に対するコミュニケーションとありますが、例えば学校だよりをどのように工夫しているなど、何かしら実例があったらご紹介いただければと思います。

では、保育園の取組から保育指導課長お願いします。

○事務局 保育指導課長です。

保護者へのサポート、また児童へのサポートについては、教育委員会で同様の取組を行っておりまして、今、保護者のお便りのお話がありましたが、例えば保護者の方の日本語の読解のレベルに応じて振り仮名を振るという対応であったり、その国籍に応じたルビを振る、また外国語版を作ったりなどの取組を行っています。

また、ほかに日本語のサポート以外での外国籍の方への支援ですと、児童の国籍に応じて着替える場所の工夫であったり、食べれるものが異なっている場合がありますので、通常の給食とは別のメニューを用意したりなど、各園で工夫していただいております。そういった園の取組に対して私立の園に対しては、区が補助するという形でサポートしている状況です。

○吉住会長 教育支援課長お願いします。

○事務局 教育支援課長です。

通訳の支援の中で学校の面談や保護者会のお話もさせていただきましたが、そのほかに学校だよりや、お便りを出す際の翻訳などにルビを振ることも、教育センターで取り組んでいます。

○委員 いろいろありがとうございました。

先生方でいろいろ困っているケースがありましたら、こういうのもありますということを周知させていただければと思います。

○吉住会長 それでは委員お願いいたします。

○委員 今の外国籍のお子さんの支援で、もう一つお聞きします。外国籍の方から、日本の保育園に入るシステムが大変難しいという声をよく聞きまして、保育園に入る手続きで悩んだときに、どうしたらいいか、どこに聞くといいか、といったアドバイスをするに当たって、その辺を教えていただけたらと思います。

○吉住会長 保育課長お願いいたします。

○事務局 保育課長です。

確かに難しい内容ですので、まずはお手数ですが保育課のほうに直接来ていただいて、そこでしっかりご説明させていただきますので、窓口の方にいらしていただくようお伝えいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○委員 保育課の窓口に行くというのが一番ベストなんですね。

○事務局 はい。電話等だと間違えることがありますし、また、時期などの問題もありますので、できればそういった場合にはお手数ですが窓口で1回いらしていただいて、必要な書類など改めて丁寧にご説明いたしますので、窓口にいらしていただくようお伝えください。

○委員 予約などは要らないですか。

○事務局 先にお電話いただければ、こちらでも準備ができますのでご予約いただければと思いますが、予約がなくても問題ありません。

○委員 ありがとうございます。

○吉住会長 外国の方が訪れる窓口にはタブレットが置いてあり、それを活用して外国語の通訳者と三者で会話するサービスも行っていますので、もしお知り合いの方が心配で相談来られるときは、事前に一報入れておいていただければ、そういった端末もちゃんと準備してお待ちさせていただきますので、ためらいなく相談していただければと思います。

○委員 ありがとうございます。

○吉住会長 そのほかご発言ございませんでしょうか。

委員、何かございますか。

○委員 ご指名いただきました委員です。

私が感じたこととして、前回のオリンピック・パラリンピックで児童や生徒招待枠があったかと思うのですが、この秋にまた大きな大会として、世界陸上とデフリンピックがあつて、

8月3日には新宿でも気運醸成イベントというのがあると聞いているのですが、今回は招待枠の話を聞いたことがないので、せっかくそういった大会があるのであれば、ぜひ児童や生徒の招待をお願いできればと感じた次第です。

○吉住会長 ご発言ありがとうございます。それは多分教育委員会の方に話が行っていますね。では、教育指導課長お願いいたします。

○事務局 教育指導課長の代理で出席しております教育指導課主任指導主事です。

ただいまご質問いただきました、本年度実施されますデフリンピック、それから世界陸上といったものは、都を通じて小・中学生の競技参加の希望が来ておりまして、既に各校に調査をしており、本区からも特にデフリンピックはかなりの数の学校から申込みがあって、参加の予定としております。

今後、幼児を対象としたところについては、様々な検討を進めている段階です。

○委員 ありがとうございます。引き続きよろしくお願いいたします。

○吉住会長 そのほかご発言ございませんでしょうか。

それではないようでしたら、事務局に戻させていただいて次第の7事務連絡をお願いいたします。

○事務局 子ども家庭課長です。

「令和7年度新宿区子育て支援施策ガイド（小・中学生のお子さんがいるご家庭へ）」について簡単にご案内をさせていただきます。

こちらのガイドでは、児童手当や医療費助成、就学援助などの経済的支援をはじめ、子どもの一時預かりや放課後の子どもの居場所、それから学習支援や住まいの支援、各種相談窓口のご案内など、子育てを支える制度を幅広くご紹介している冊子となっています。こちらのガイドは新宿区のホームページでもPDF版をご覧いただけますので、皆様の活動の中でご参考にしていただければと考えております。

また、もう一つの冊子の「2024新宿はっぴー子育てガイド」は、新宿区の子育て施策を満遍なく記載している冊子となっています。そろそろ2025版が出来上がる頃ですが、今のところまだ出来上がっておりませんので、こちらのほうも併せてご参考にしていただければと考えています。

続きまして次回の会議についてご案内をさせていただきます。

次回の当協議会につきましては、令和8年2月頃に開催する予定となっています。開催におきましてご協力のほどよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○吉住会長 それでは、以上で本日予定しておりました議事は終了いたしました。

これをもって令和7年度第1回新宿区次世代育成協議会を終了いたします。

お忙しい中、ご出席いただきありがとうございました。

午前11時46分閉会